

露店等の開設届出書

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催し（町内会、学校及びPTAが主催する催しで、煙火（玩具用を除く）の打上げ等に伴う許可や申請が不要なものを除く）に際して、火を使用する器具等（こんろ、発電機等）を使用する露店等を開設する場合は、あらかじめ届出が必要です。（開設するすべての露店において、火を使用する器具を使わない場合を除く）

火を使用する器具等を使用する露店を開設する場合は、消火器を準備しなければなりません。

なお、開設する露店等の規模によっては事前相談が必要です。

届出・申請方法

窓口及び郵送	電子申請
消防本部予防課または 管轄の消防署・各分署で受付可	可

届出先及び届出・申請手順

●届出先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

●届出・申請手順

1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

- 露店等の開設届出書
- 開設場所の案内図、配置図（消火器の配置場所を明示したもの）、付近の交通規制図
- 露店等の出店一覧名簿
- その他補足資料等

▲注意事項

- ・窓口での受付は、午前8時30分～午後5時15分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

2. 郵送する場合（封入する書類等）【各2部（正・副）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等
- 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

▲注意事項

- ・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合が

あります。

3. 電子申請する場合【各届出書1部（正）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または管轄の消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

▲注意事項

- ・その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

問い合わせ先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

管轄の消防署・各分署については、[管轄署（届出先）一覧](#)でご確認ください。

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署 総合案内](#)でご確認ください。